

建築基準法第43条第2項第2号による許可申請要領

(建築審査会の個別案件に該当するもの)

1. 適用条項

建築基準法第43条第2項第2号

建築基準法施行規則第10条の3第4項

2. 許可申請について

建築基準法の規定により、原則的に禁止されている事項について例外的に許可しようとするものであり、建築計画について、建築指導課と事前に協議を充分に行う必要がある。

また、許可通知書交付後、確認申請の手続き中に変更が出ないように、許可申請と並行して確認申請の申請先と充分に協議を行うこと。

3. 申請図書について

許可申請に係る申請図書は次の各号に掲げるものとし、正1部・副1部を提出するものとする。

(1) 許可申請書 第1面～第3面(第四十三号様式)

(2) 委任状

(3) 許可申請理由書(当該申請地に許可を得て建築物を建築しようとする理由、空地の担保性等を詳細に記入したもの)

(4) 設計概要書(専用住宅の場合は省略可能)

(5) 都市計画総括図(縮尺1/25000程度のものに申請地を明示)

(6) 用途地域図(縮尺1/2500程度で、敷地の周囲(敷地の外周から半径300mの範囲をいう。)を都市計画の用途にならいう着色し、凡例を記入したもの)

(7) 周辺の建築物用途別現況図(縮尺1/2500程度で、敷地の周囲(敷地の外周から半径300mの範囲をいう。)の建築物等の位置及び用途並びに土地の利用状況を別表による用途別に着色し凡例を記入したもの。)

(8) 付近見取図(方位、申請地、空地範囲、空地に接続する建築基準法上の道路範囲を明示したもの)

(9) 配置図(縮尺、方位、敷地境界線(赤色)、建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、申請地に接する空地範囲、幅員、申請地と空地の境界の仕上げ、道路判定番号、空地に接続する建築基準法上の道路範囲等を明示したもの)

(10) 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途等を明示したもの)











- (11) **面積表**（敷地面積、建築面積、延べ床面積、用途別面積及び増築等の場合は既存部分、増築部分等の用途別面積も記入。配置図、平面図に明示することも可）
- (12) **2面以上の立面図・断面図**（法第6条第1項第4号に該当する建築物のうち、明らかに支障がないと認められる場合は、断面図の省略可）
- (13) **申請地の全部事項証明書等**
（証明の日から3月を経過していない証明書等を添付）
（※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。）
- (14) **敷地から道路に至る空地の平面図・断面図**（敷地と道路との関係及び道路と空地の関係を明示したもの。配置図と兼ねることも可。既に通路協定書等が締結されている場合は、協定等に添付されている通路平面図でも可）
- (15) **敷地から道路に至る空地の全部事項証明書等（要約書も可）**
（証明の日から3月を経過していない証明書等を添付）
（※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。）
（既に通路協定書等締結済み、又は許可申請に際し事前に管理者の使用承諾等を得ている場合は省略可）
- (16) **敷地から道路に至る空地の公図等**
（提供日、転写日等から3月を経過していない地図を添付）
（申請地、空地範囲及び空地に接続する建築基準法上の道路範囲を明示したもの）
（※登記情報提供サービスにより、提供された地図又は地図に準ずる図面の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。）
- (17) 敷地から道路に至る空地に係る管理者の**使用承諾書等の写し**、所有者及び借地権者の**通路協定書等の写し**又は**使用承諾書等の書面等**の空地の担保性が確認できる書類
- (18) **現場写真**（建築基準法上の道路と空地の関係、空地の状況、申請地と空地の関係が把握できるような位置から撮影し、撮影方向を配置図等に記入すること。写真内に空地に接続する建築基準法上の道路、空地範囲及び申請地を明示すること）
- (19) その他添付を必要として係員の指示する資料

4. 建築審査会に関し必要な図書

- (1) 前記3の図面（必要図面及び内容は係員と協議）を、画像データ又は紙面にて提出すること。
- (2) その他添付を必要として係員の指示する資料

5. 手数料 33,000円

別 表

用 途	適 用	色 名	
住居専用	住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿屋	淡 黄 (レモン・イエロー)	
店舗併用	店舗併用住宅	山吹色 (イエロー・オレンジ)	
商業専用	専用卸小売商店、市場、飲食店、百貨店、銀行、 事務所その他これらに類するもの	赤 (レッド)	
	旅館、宿泊所その他これらに類するもの 料理店、待合、キャバレーその他これらに類するもの 劇場、映画館その他これらに類するもの	桃 (ピンク)	
	倉庫、自動車車庫その他これらに類するもの	明 紫 (モーブ)	
工業用	工場	明 青 (ライト・ブルー)	
農業用	家畜飼育場、搾乳場、温室その他これらに類するもの	濃 緑 (ディープ・グリーン)	
公共用	官公庁舎、公会堂、博物館、図書館、学校、病院、刑務所、 停車場その他これらに類するもの	茶 (パーント・シーナ)	
宗教用	神社、寺院、教会	黄 緑 (ビー・グリーン)	
その他	塵芥処理場、火葬場、と殺場、変電所その他これらに類するもの	灰 (グレー)	

(参考1)

認定・許可申請理由書

年 月 日

特定行政庁 姫路市長 様

申請者氏名

当該敷地が、建築基準法第42条に規定する道路に接していないため、同法第43条第2項第 号による認定・許可申請をするにあたり、次のとおり理由書を提出します。

適用包括同意基準	包括同意基準 (-)
建築行為	<input type="checkbox"/> 更地に新築 <input type="checkbox"/> 建替えによる新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> その他 ()
建築用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅(自己用) <input type="checkbox"/> 併用住宅(自己用) <input type="checkbox"/> 自家用倉庫 <input type="checkbox"/> 自家用車庫 <input type="checkbox"/> 共同住宅(戸数4以下) <input type="checkbox"/> 長屋住宅(戸数4以下) <input type="checkbox"/> その他 ()
建築理由 (建築基準法施行規則第10条の3に規定する「敷地と道路との関係の特例の基準」の適否を記入するものではありません。)	※なぜ、この度建築行為を行うのかを具体的に記入してください。 例：現在、勤務先の関係で市内の賃貸住宅に居住していますが、子供の就学や高齢となっている両親の事も考え、実家近くのこの場所にて専用住宅(自己用)を建築するものです。
既存建築物の確認済証番号及び年月日	<input type="checkbox"/> 有(番号：第 号 交付年月日： 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
既存建築物を除却済	※適用する包括同意基準によって、既存建築物が建っていた証明等を求める場合があります。 除却年月日： 年 月 日
その他	例：空地部分については、道路判定番号〇〇-〇〇号にて、通路協定書が締結されている。